

## 神奈川県告示第 360 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 28 年 7 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2 事業の種類

横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第 7 号相鉄・東急直通線

3 手続が開始される土地

横浜市港北区大豆戸町字下土浮、菊名七丁目及び大倉山三丁目地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市港北区役所総務部区政推進課